

## 多治見市工業用LPガス価格高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、多治見市工業用LPガス価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金は、原油価格が高騰している状況において、地場産業を営む中小企業者等の負担を軽減し、事業の維持を図ることにより、地域経済の安定に資することを目的として交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者（大企業（中小企業者及び小規模企業者以外の者をいう。）が実質的に経営に参画していると市長が認めるものを除く。）並びに個人事業主をいう。

(2) 工業用LPガス 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の適用を受け、工業用途で使用される液化石油ガスをいう。

(3) 陶磁器・同関連製品製造業者 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める小分類番号214に該当する業種に属する事業を行うものをいう。

### (対象事業者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等であって、今後も市内において事業を継続する意思があるものとする。

(1) 工業用LPガスを製造過程で使用する陶磁器・同関連製品製造業者であること。

(2) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。

(3) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴

力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、対象事業者が令和5年1月から同年9月までの期間のうち連続する3箇月の工業用LPガス支払料金の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）から、前年同時期の支払料金の合計額を差し引いた額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

2 支援金の交付回数は、同一の対象事業者につき1回限りとする。

3 支援金の交付総額は、予算で定める額以下とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工業用LPガス価格高騰対策支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年12月28日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 前条第1項に規定する工業用LPガス支払料金が確認できる書類

(3) 申請者が工業用LPガスを消費していることが分かる書類

(4) 履歴事項全部証明書その他の事業を営んでいることが分かる書類

(5) 本人確認書類（個人の場合に限る。）

(6) 市税等納付状況確認同意書

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付を適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、工業用LPガス価格高騰対策支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知に係る決定の日から起算して30日を経過する日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに、工業用LPガス価格高騰対策支援金交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求書を受理した日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、支援金の交付の適正を図るため、必要に応じて支援金の交付を受けた交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (3) その他市長が支援金の交付を不相当と認めたとき。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該支援金の交付を受けた交付決定者に対し、返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 支援金に関する書類、帳簿等の保存期間は、当該支援金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第13条 支援金の交付に関しこの要綱及び多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日までに廃止するものとする。
- 3 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 7 商工の款3 一般商工業振興対策事業の項2 中小企業者支援事業の目に次のように加える。

3 工業用LPガス価格高騰対策支援事業
---------------------

1	工業用 LPガス 価格高騰 対策支援 事業	市の工業用 LPガス価 格高騰対策 支援金交付 要綱によ る。	要綱による。	要綱による。	要綱によ る。	
---	-----------------------------------	--	--------	--------	------------	--

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

多治見市長

所在地（住所）

名称

代表者名（氏名）（※）

（※）記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）

電話番号

工業用LPガス価格高騰対策支援金交付申請書

多治見市工業用LPガス価格高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を申請します。

1 支援金申請額

申 請 額	円
-------	---

申請期間（連続する3箇月）	支払料金の合計額(円)＜税抜＞
A 令和5年 月 ～ 月 支払分	
B 令和4年 月 ～ 月 支払分	
差 額（A－B）	

※申請額は千円未満切捨て

2 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 工業用LPガス支払料金が確認できる書類
- (3) 申請者が工業用LPガスを消費していることが分かる書類
- (4) 履歴事項全部証明書その他の事業を営んでいることが分かる書類
- (5) 本人確認書類（個人の場合に限る。）
- (6) 市税等納付状況確認同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

## 誓約書

1 当社（私）は、工業用LPガス価格高騰対策支援金の交付について、以下の事項のとおり誓約します。

- (1) 今後も市内において事業を継続する意思があること。
- (2) 市税等の滞納はなく、今後も滞納しないこと。又は、市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行します。
- (3) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 多治見市工業用LPガス価格高騰対策支援金交付要綱第10条に該当することになったときは、同要綱第11条の規定に基づく返還請求に従い、支援金の一部又は全額を返還すること。

2 当社（私）は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な行動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計若しくは威力を用いて市行政の信用を毀損し、又は市行政の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

多治見市長

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

(※)

(※)記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）

# 同意書

多治見市長

申請の種類

【多治見市工業用LPガス価格高騰対策支援金】

私は、上記の申請にあたり、産業観光課が多治見市における市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料の納付状況を関係課に確認することに同意します。

※下記の枠のどちらかに申請者の情報を記載してください。

<申請者が**個人**の場合>

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_ )

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)本人が自署しないときは、押印してください。

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

<申請者が**法人**の場合>

〒 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_ )

企業名 \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_ )

代表者名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)記名押印をしてください(代表者本人が自署するときを除く。)

連絡先 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

※連絡先は平日8:30~17:15に繋がりやすい電話番号を記入してください

関係課各位

産業観光課長

## 市税等納付状況確認書

上記の申請に関する市税等の納付状況を確認下さい。

<確認にあたって>担当者欄には、確認された方の印鑑またはサインをお願いします。

確認後、該当欄に○を付して下さい。備考欄には、滞納の時期、名称等を記入して下さい。

	担当課	担当者	確認日	該当なし	滞納なし	滞納あり	備考欄
市税 (申告書の提出: 有・無)	税務課		/				
国民健康保険料	保険年金課		/				
後期高齢者医療保険料	保険年金課		/				
介護保険料	高齢福祉課		/				
市営住宅使用料	建築住宅課		/				
水道料金	上下水道課		/				
下水道使用料	上下水道課		/				
農業集落排水処理施設使用料	上下水道課		/				
下水道事業受益者負担金	上下水道課		/				
し尿処理手数料	上下水道課		/				

※根拠法令は裏面。

【根拠法令】

**多治見市工業用LPガス価格高騰対策支援金交付要綱**

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等であつて、今後も市内において事業を継続する意思があるものとする。

《略》

(2) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。

《略》

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

多治見市長



工業用LPガス価格高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付について、多治見市工業用LPガス価格高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

補助指令番号	多治見市指令 財 第 号
支援金交付決定額	円

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

多治見市長

所在地（住所）

名称

代表者名（氏名）

電話番号

工業用LPガス価格高騰対策支援金交付請求書

標記の支援金について、多治見市工業用LPガス価格高騰対策支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

支援金振込先

金融機関名	
支店名	店番（ ）
口座種別	普通・当座
口座番号	
（フリガナ） 口座名義人	